重要事項説明書
普通預金

２０２５年３月２８日現在

商品名	・普通預金
販売対象	・法人、個人
期　間	・期間の定めはありません。
預　入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	 ・随時預入 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。
利　息 (1) 適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	 ・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年２回(３月、９月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした１年を 365 日とする日割計算
税　金	・個人の利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013 年１月１日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。 ・紛失等により通帳・カード等を再発行する場合は再発行手数料１（件・枚）1,650 円（税込）がかかります。 ・未利用口座には普通預金（決済用普通預金を含む）規定に定める未利用口座管理手数料がかかります。 ※ただし、次の場合は除きます。 ①当該口座の残高が 10,000 円以上である場合 ②後見制度支援預金 ③同一店舗に、他に預かり金融資産（定期預金、定期積金、国債、保険など）および融資取引（カードローン契約を含む）がある場合 ④当該口座の名義人が未成年の場合
付加できる特約事項	・個人のものは「総合口座」の取扱いができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%、担保定期積金の約定年利回りに 1%上乗せした利率) ・個人のものはマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	―
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時～17時、電話: 0162-22-0625)にお申し出ください。 紛争解決措置　札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。

稚内信用金庫

「金融商品に係る勧誘方針」

稚内信用金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

１．稚内信用金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

２．金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、稚内信用金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。

３．稚内信用金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

４．稚内信用金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

５．金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

以　上

２０２４年４月１日改正